

# こころの♡ほっとタイム 第9回 人の話を「聴く」こと

早いもので、今年も残すところあと1カ月となりました。この1年はどんな年でしたか？  
楽しかったこと・うれしかったこと・悲しかったこと・苦しかったこと……振り返ってみるといろいろあったことでしょう。年末年始などは、普段なかなかゆっくり話せないことや相手と、話す機会も増えるかもしれません。  
そこで今回は、人とのコミュニケーションで重要な「聴く」ことについてご紹介します。

## 聴き上手のポイント…

- 話は最後まで聞く
- 否定ではなく、共感できる場所を探る
- 聞いたことには必ずあいづちをうつ
- 先入観や自分の考えを押し付けない
- 話が退屈な場合はさえぎるのではなく、質問して軌道修正

## 聴くことができるよ…

- 聴いてもらった相手はほっとする
- しっかり聴くと信頼度がアップする
- 人間関係が良くなる

「聴く」は文字通り「耳と目と心」で聴くこと。  
相手の話を聴くことは、仲良くなる近道です。  
聴いたり聴かれたりしながら、コミュニケーションが深まると嬉しいですね。

## 悩んだ時は 相談機関に ご連絡ください

- ♥海田町保健センター  
☎823-4418
- ♥こころの電話  
☎892-9090  
(平日9時～12時、  
13時～16時30分)
- ♥広島いのちの電話  
☎221-4343  
(24時間年中無休)

## くらしの中の消費者トラブル

町民サービス室 ☎823-9219

## 「代わりに買えば数倍にして返す？」

### ■事例■

A社から電話があり、太陽光・風力発電など再生可能エネルギーを扱うX社の社債購入を勧められ「I工務店のI氏も欲しがっている。35口700万円ずつ共同で購入しないか。必ず高く売れる」と言われた。実際にB社からも買い取りたいと電話があった。その後A社から「I氏が70口分購入したが、代金を法人名義で振り込んだので受け付けられなかった。今彼は海外出張中で手続きできないので代わりに買って欲しい。2～7倍にして返す」と言われた。そこで、X社に社債70口1400万円分を振り込んだ。数日後、A社とB社に電話したが通じず、騙されたことに気づいた。(60歳代男性)

### ■ひとこと助言■

☆「買った額より高値で買ってもらえるので、権利や商品を買わないか」と勧誘され、実際の買い取り希望の業者も現れるなどして、その商品や権利を購入するように仕向けられる劇場型の手口が後

を絶ちません。

- ☆最近事例以外にも「社長と同じ出身地の人しか買えないので代わりに買って欲しい」「共同出資なのであなたが買わないと他の出資者に迷惑がかかる」などと言って購入を迫るなど、購入方法も巧妙になっています。
- ☆事例のように業者と連絡が取れなくなってしまうことが多く、いったん支払ってしまうとお金を取り戻すのは極めて困難です。
- ☆おかしいと思ったら、お金を支払う前に相談してください。

### ■相談窓口■

- 海田町消費生活相談コーナー ☎823-9219  
受付◆木曜日9時30分～16時(12時～13時を除く)  
場所◆町民サービス室
- 広島県生活センター ☎223-6111  
受付◆月～金曜日9時～16時(12時～13時を除く)  
場所◆広島市中区基町10-52(県庁農林庁舎1階)

# 海外で働いていた経験はありませんか？

～社会保障協定についてのお知らせです～ 【広島南年金事務所 ☎253-7710】

国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働くことや、将来を海外で生活される方が年々増加しています。

海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入をする必要があり、日本の社会保障制度の保険料と二重に負担しなければならない場合が生じています。

また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、保険料の掛け捨てになってしまうことがあります。

社会保障協定は、

- 「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する(二重加入の防止)
- 保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにする(年金加入期間の通算)のために締結しています。

- ①日本では、諸外国との二国間による社会保障協定を締結しています。
  - ②これまで協定相手国の年金を受け取るための期間を満たしていなかった方は、社会保障協定により、日本の加入期間を通算することが可能となり、**相手国の年金を受給することができるようになります。**
  - ③協定相手国の年金の申請は、日本の年金事務所または年金相談センターにて手続きを行うことができます。
- ◆日本年金機構ホームページの『各国との社会保障協定』のコーナー(<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>)では、社会保障協定の詳しい説明、協定の直近の締結状況のほか、相手国の年金を申請するための手続きおよび申請に必要な書式などがご覧いただけます。

### 社会保障協定締結状況(平成22年12月現在)

#### 協定発効済の国(年金の申請ができる国)

- ドイツ ●カナダ ●アイルランド
- アメリカ ●オーストラリア ●スペイン
- ベルギー ●オランダ ●フランス
- チェコ

#### 協定発効準備中の国

- イタリア(※) ●ブラジル ●スイス

※の国については、上記②の取り扱いはありません。

## わたしたちの国保

住民課 ☎823-9206  
☎823-9627

## 「国保への加入脱退の届け出は忘れずに！」

	こんなときに届け出が必要です	届け出が遅れると…
国保に入る	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他の市町村から転入したとき</li> <li>●職場の健康保険の適用を受けなくなったとき</li> <li>●家族の職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険税は、国保の資格を取得した日(転入した日や職場の健康保険をやめた日)から発生します。加入の届け出をしたときからではありませんので注意してください。</li> <li>●保険証がないため、その間の医療費はいったん全額自己負担となります。</li> </ul>
国保をやめる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他の市町村に転出するとき</li> <li>●職場の健康保険の適用を受けるようになったとき</li> <li>●家族の職場の健康保険などの被扶養者になったとき など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本来納付する必要のない保険税を正しく計算することができないため、保険税を二重に支払ってしまうことがあります。</li> <li>●本来国保の資格が無いのに、誤って国保の保険証で医療を受けた場合には、国保が負担した医療費をあとで返さなければならない場合があります。</li> </ul>